

景観形成重点地区（黒川地区）

景観形成ガイドライン

令和3年4月策定

川西市都市政策部都市政策課

目次

1 景観形成重点地区(黒川地区)について.....	1
1-1 目的.....	1
1-2 位置付け.....	2
1-3 景観計画とその他関連する計画.....	2
1-4 対象区域.....	6
2 黒川地区の概要.....	8
2-1 地域特性.....	8
2-2 歴史.....	8
2-3 景観資源.....	10
3 景観形成の基本方針.....	17
4 景観形成基準.....	18
4-1 景観形成基準.....	19
4-2 景観形成イメージ.....	30
5 届出等について.....	32
5-1 届出を要する行為.....	32
5-2 届出等の流れ.....	32
6 黒川地区における市の取り組み.....	33
7 参考資料.....	34

1 景観形成重点地区（黒川地区）について

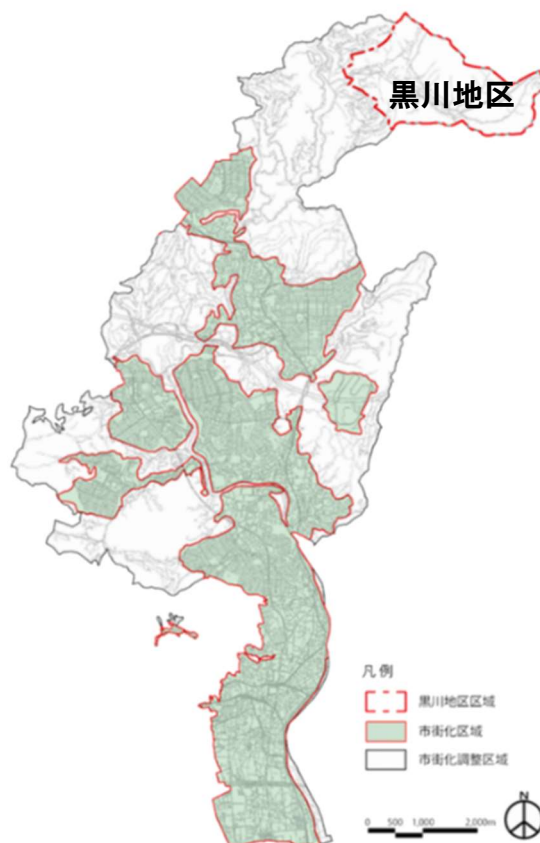
1-1 目的

本市では、「川西市景観計画」を平成 27 年に策定しましたが、黒川地区については、良好な景観の形成を特に積極的に図る必要があるものとして、景観形成重点地区の指定を行い、集落と農地、里山が調和した景観を形成していくこととしています。

日本一の里山と称される黒川地区は、里山と農村のある風景から「にほんの里 100 選」に選ばれており、生業の中で育まれてきたクヌギ林など、里山ならではの山並み景観が形成されています。集落においては、県景観形成重要建造物に指定されている黒川公民館(旧黒川小学校)など、地区ならではの景観を形成する茅葺住宅や、厨子(つし)二階住宅等の重要な建築物が点在しています。

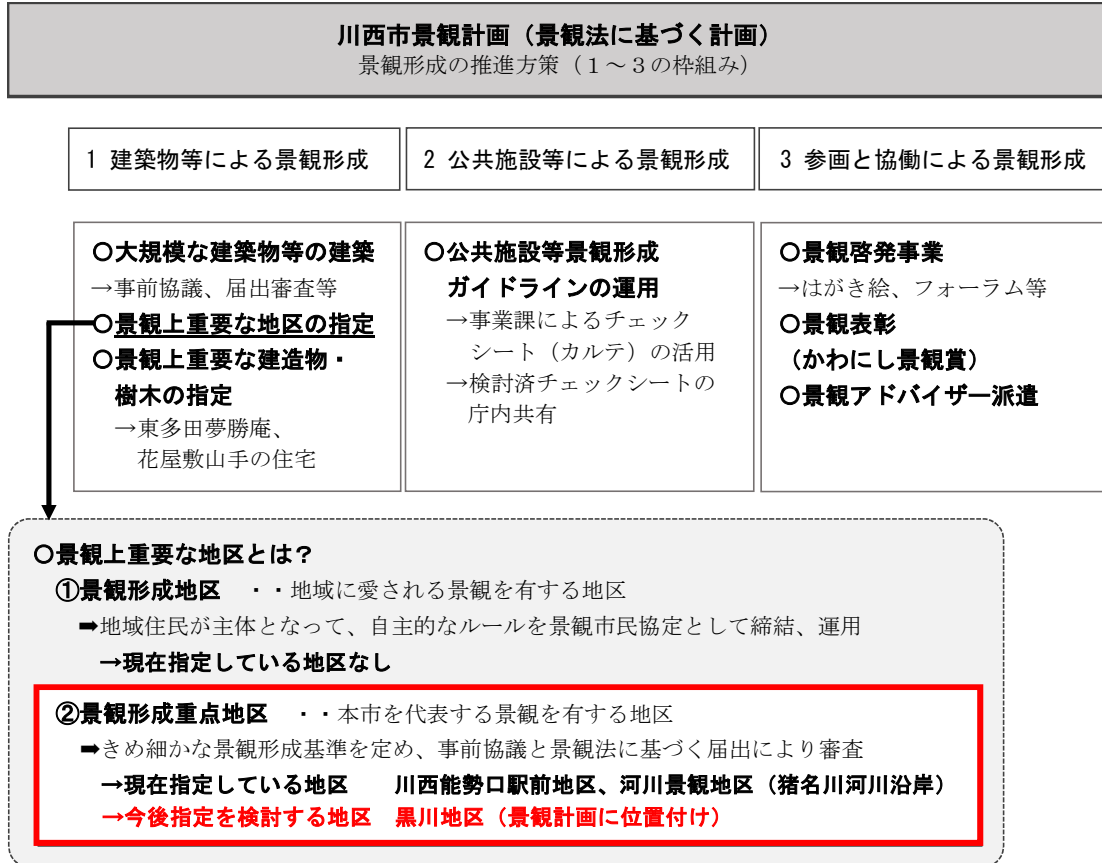
また、令和2年9月に里山保全と観光振興を通じた黒川地区の活性化を目的とした「黒川を中心としたまちづくり方針」を策定し、今後、関係人口の拡大や地域活力の向上を図ることとしています。

以上をふまえ、建築物等の新築・改修や開発行為などを行う際に、周辺の山並みへの眺望や集落景観との調和に十分配慮していただくため、黒川地区を景観形成重点地区に指定し、地域独自の景観形成基準を定めます。



1-2 位置付け

平成27年に策定された川西市景観計画において、黒川地区は景観上重要な地区指定を検討する地区として位置付けられています。



1-3 景観計画とその他関連する計画

■景観計画における方針

平成27年に策定した川西市景観計画において、黒川地区は「自然景観」と「集落景観」に位置付けられています。

【自然景観】

景観形成の方針	豊かな自然を感じることでできる山並みの景観を形成します。
景観形成の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物等のうち、とくに景観形成に大きな影響を及ぼす大規模建築物等を山並み景観と調和したものとしします。 ・山間部において道路などの公共施設を整備する時には、自然景観との調和に配慮したデザインとします。



【集落景観】

景観形成の方針	集落と農地、里山が調和した景観を形成します。
景観形成の取り組み	・農地や里山の景観を守り・育てるため、まとまりのある農地と里山を適切に維持・管理します。 ・集落では、集落と農地、里山が調和した景観を保全・形成します。

■黒川を中心としたまちづくり方針(関連計画)

地域住民と新たなまちづくりの担い手が連携し、行政がサポートしながら、地域課題の解決に向けた取り組みを展開するため、令和2年9月に策定されました。

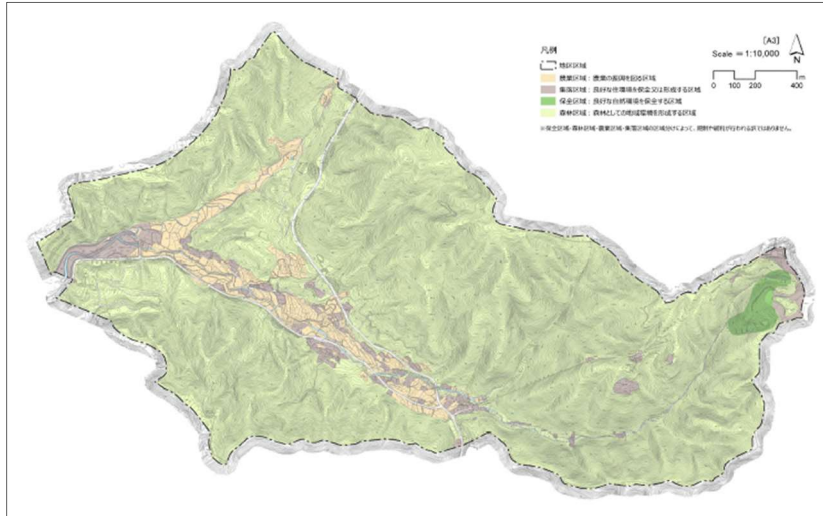
目的	里山保全と観光振興を通じた黒川地区の活性化
目標	川西市・黒川のブランド化(関係人口の拡大・地域活力の向上)
取組み案	<p>①関係人口の増加(担い手・プレーヤーの発掘・育成)、組織づくり →市民の担い手、外部人材の活用</p> <p>②観光資源のネットワーク化 →地域案内拠点の設定、体験型観光による回遊推進</p> <p>③不足する資源・メニューの開発/既存資源の磨き上げ →既存施設での飲食販売、地元食材を使った「食」の開発</p> <p>④回遊(移動)ネットワークの形成 →自転車の活用、魅力あるハイキング・ウォーキング・サイクリングコースの開発</p> <p>⑤効果的なプロモーション →関係者と連携したプロモーション、SNSなどの活用</p> <p>⑥市民・来訪者・地元住民の交流 →地域ぐるみ(地域及び産官学)の交流</p>

■黒川地区における開発行為及び建築行為に関する条例(関連計画)

黒川を中心としたまちづくり方針に基づき、黒川地区の活性化に資する飲食店、物販店等の立地を可能とするため、土地利用の規制緩和を行う条例を令和2年9月に制定しました。

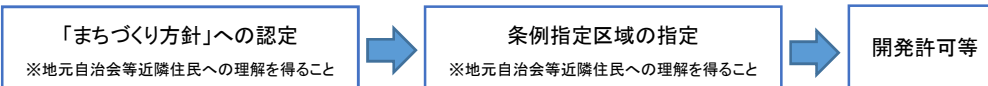
目的	黒川を中心としたまちづくり方針を、土地利用の側面から具現化するため、課題に対応したニーズを一定認め、活性化につながる可能性を後押しする。
内容	黒川地区土地利用計画を策定し、一部の区域(現況宅地等)において、市が条例指定区域に指定した場合、黒川を中心としたまちづくり方針に則した用途に限り、立地を認める。

【黒川地区土地利用計画】



【開発許可までの流れ】

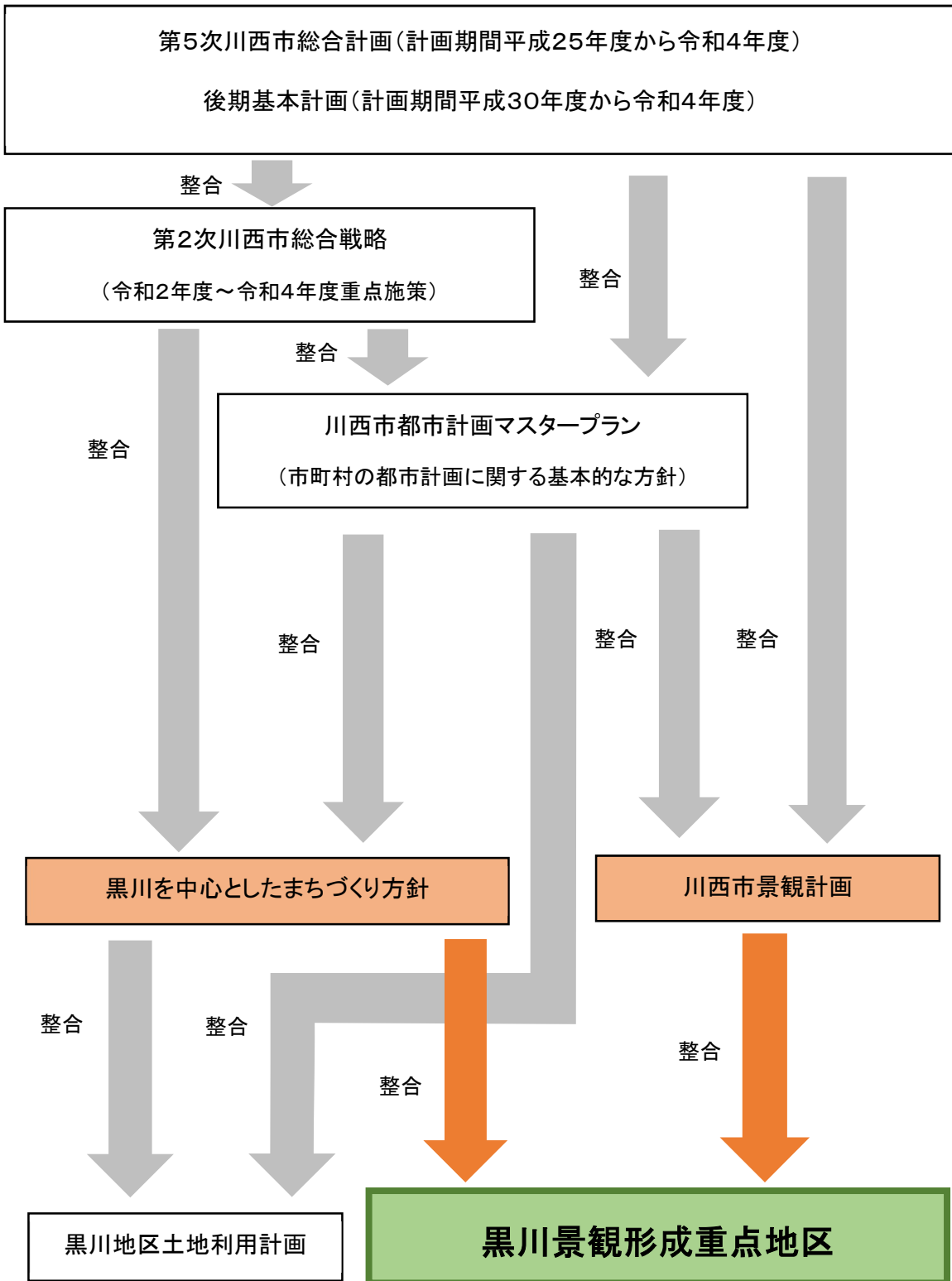
観光部局における



【緩和する用途】

飲食店・物品販売業を営む店舗・その他市長が認めるもの（黒川と中心としたまちづくり方針に則したもの）

■体系イメージ



1-4 対象区域

集落と田園、里山が一体となって市の伝統的な生活空間の景観を形成しており、本市を代表する景観を有する地区として次頁に示すとおり、景観形成重点地区に指定します。




また、景観ビューポイントから見える範囲については、太陽光発電設備等の設置を避ける区域としております。

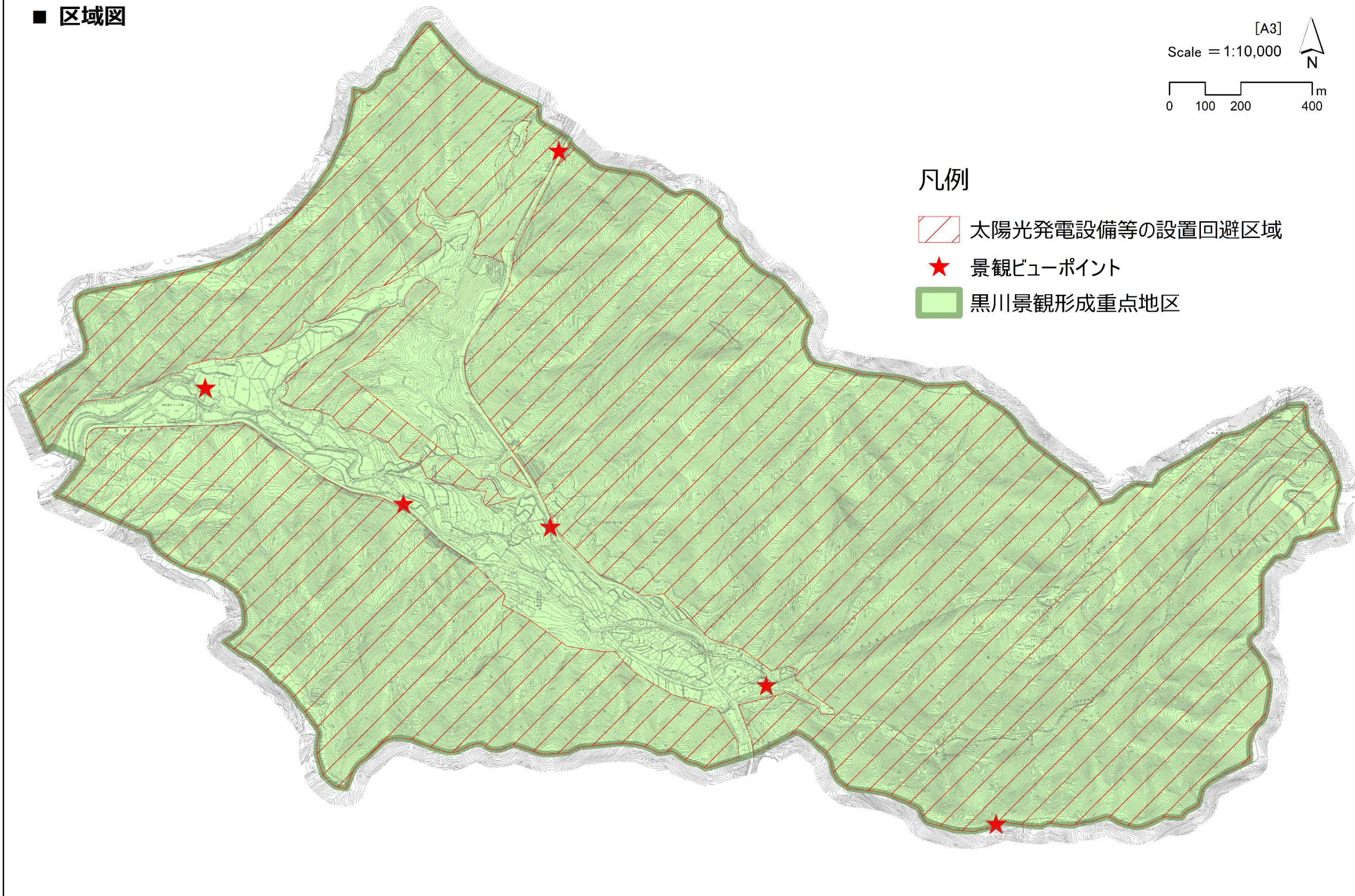
■ 区域図

[A3]
Scale = 1:10,000
0 100 200 400 m



凡例

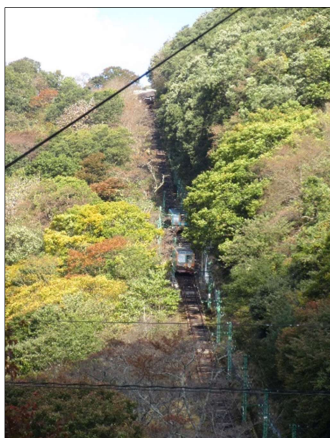
-  太陽光発電設備等の設置回避区域
-  景観ビューポイント
-  黒川景観形成重点地区



2 黒川地区の概要

2-1 地域特性

黒川の北東端には、能勢妙見山(のせみょうけんさん)(標高 662m)をひかえ、ここは大阪府との府県境ともなっています。妙見山は、大阪府の能勢町から本瀧寺(ほんたきじ)を経て登る表参道側と、ケーブルカーやリフトカーが通じている兵庫県側の裏参道があり、とくに桜



妙見の森ケーブル

の季節や紅葉の頃には大阪や兵庫の市街地から多くの人を訪れる土地でもあります。

そのふもとに位置するこの黒川は古くから「黒川村」として存在し、1889 年(明治 22 年)に兵庫県川辺郡のなかに含まれる東谷村の一部となりました。その後、1954 年(昭和 29 年)に川西市が誕生すると同時に東谷村は廃止となりますが、その後現在に至るまで、人が生活をするために切り開いた里山としての原風景を残す土地、すなわち、川西市のなかでも貴重な土地として営みが続いてきています。

2-2 歴史

■黒川地区の歴史

現在「黒川」という地名が見えるもっとも古い文献は、永和元年(1375)の「諸堂造営棟別郷村注文(しよどうぞうえいむなべつごうそんちゅうもん)」で、これは南北朝(1336~92)のころ、多田院修復のために鎌倉幕府が棟別銭の徴収を行った際の記録です。この記録の最後に「保野谷、横大路、黒河、頸崎」の記載があります。この記録によれば、「黒河」ほか 3 村は、鎌倉幕府と室町幕府から源氏の祖廟として特別な保護を受けていた多田院を中心に形成された多田庄には属さないものの、多田庄と並んで棟別銭供出義務を負い「加納の村」として位置付けられていたことで、「黒河」ほか 3 村は、多田庄の影響を受けつつも、それからは少し距離を置いた所で自立的に形成されてきた村と考えることができます。

また、黒川地区にある徳林寺の境内には市指定文化財である「石造宝篋印塔(せいぞうほうきょういんとう)」が建っており、文和 4 年(1355)の年紀と父母の菩提を弔う趣旨の銘文が彫り込まれており、南北朝期には文字を知り、供養塔を立てる有力者も存在したことがうかがえます。この時期以降、戦国期を通じて自主的な村＝共同体としての基礎を固めていったと考えられます。



徳林寺の宝篋印塔

おそらく、南北朝から黒河(川)は村として成立し、一定の秩序のもとに村びとを統制する組織もできていたと考えられます。

■里山化のはじまりと村の暮らし

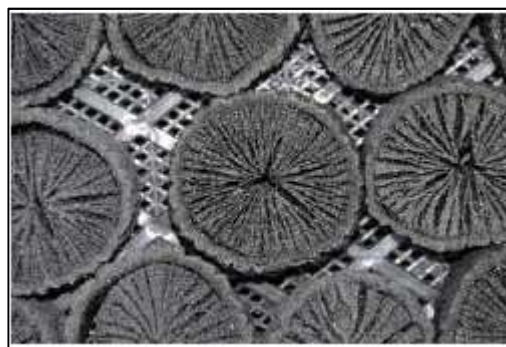
黒川村は早ければ 16 世紀、遅くとも 17 世紀半ばの延宝期(1673~81)ごろには農業と炭焼きそして薪等の柴木売りを中心とする産業構造を形作っていたと考えられます。そしてこうした産業構造を維持するため、村の存続になくてはならないものとして山がありました。

村びとが利用していた山からの収益に対する年貢の徴収状況を記録した、慶長 5 年(1600)の「山手米取(やまてまいとり)」によれば、村の家々を代表する 26 人がそれぞれの高を持ち、合計 4 石 9 斗 5 升の年貢米を差し出していることが分かります。山からの収益に対する年貢については、後の延宝 7 年(1679)の検地帳においても記載があり、そこでは山を「柵木(くぬぎ)山」「柴山」「草山」に区分しており、山で「柵木」を利用して炭焼きを行い、「柴山」で燃料や肥料となる柴や草を手に入れ、牛や馬の飼料にするために「草山」を確保していたと考えられます。

このように黒川地区では、農業においても様々な方面にわたって山を利用し、炭焼きと並ぶ村の産業を支えるものとして大事にしていました。

■村を支えた炭焼き業

戦国時代から豊臣政権の頃にかけて茶の湯が流行し、茶室で湯を沸かすための炭が求められました。「一庫炭」(集散地が池田であったところから「池田炭」とも呼ばれる)は、切り口の形が菊に似ていて、香気もあり火力も強いことから高く評価されることとなりました。黒川村は、一庫村と並ぶ「一庫炭」の有力な産地でした。



一庫炭(菊炭)

また、この地域の炭生産は、茶の湯のためばかりでなく、多田の各地方における銀・銅の精錬とも深く関わっていたと考えられます。精錬技術の発展に合わせ、その火力としての炭の需要も伸びたと考えられ、こうした中で銅山を近くに控えた黒川村をはじめとした村々では、火力の強い菊炭も開発されていったと思われます。さらに、1870 年代の記録によれば、村内で消費する雑炭の一部を除けばほとんどを池田村に売り出しており、黒川村の炭の生産が基本的に販売用であったこと、構造的に池田の炭商と深く関係していたことが伺えます。

(参考文献:兵庫県阪神北県民局「黒川案内人ガイドブック」)

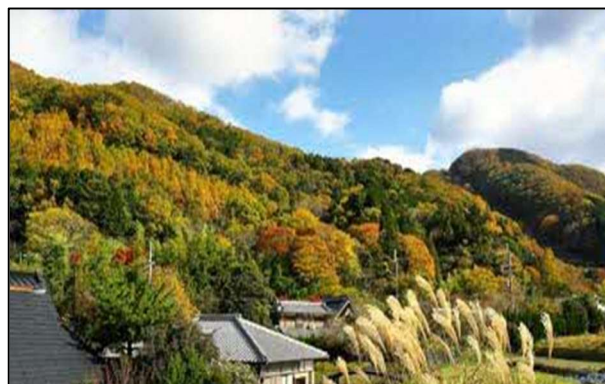
2-3 景観資源

■日本一の里山

里山とは、弥生時代以降、薪、柴、炭などの燃料生産のために人が育成してきた薪炭林（二次林）を指しています。

黒川のクヌギ林は、室町時代以来の茶道用の道具炭としての需要があったので、現在まで里山としての利用が続いています。

里山林として持続している黒川の里山は1990年代よりいくつかの論文や冊子に取り上げられるようになり、2003年には兵庫県立大学名誉教授の服部保氏によって「日本一の里山」として初めて位置付けられました。また、兵庫県のレッドリストへの登録（兵庫県1995）、里山100選や環境省の里地里山500選の1つとして認定のほか、日本森林学会の林業遺産および川西市の天然記念物にも指定されております。



モザイク状の里山景観

「日本一の里山」である7つの特性

特性	理由
歴史性・記録性	16世紀の徴税記録より、当時から薪炭などの生産が確認可
文化性	豊臣秀吉や千利休が一庫炭の茶道への利用を賞用
景観性	10年間隔で行われる輪伐により形成されるモザイク状景観
特異性	通常より高い位置で幹を伐採する「台場クヌギ」の存在
生物多様性(クヌギ林)	たくさんの昆虫が生育・生息する場を形成
生物多様性(群落)	コナラ・アカマツ・アラカシ・エドヒガン等様々な樹種で形成
生物多様性(照葉樹林・夏緑樹林)	里山林と同時に、周辺における自然林(照葉樹林・夏緑樹林)との調和が観察可

(参考文献: 兵庫県阪神北県民局「黒川案内人ガイドブック」)

里山と農地

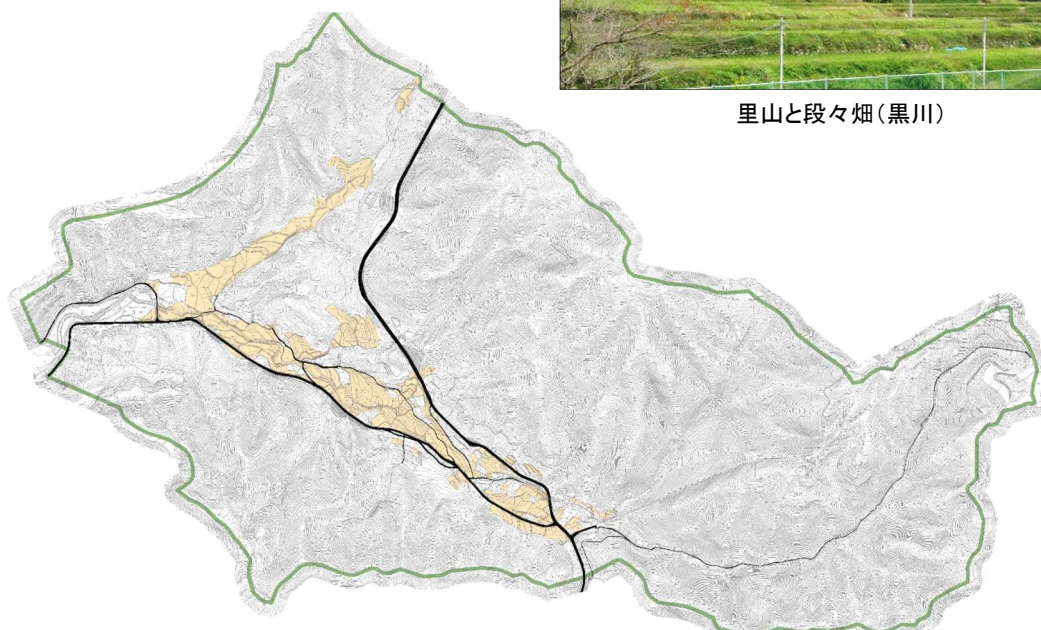
里山と密接な関係にある景観資源として、農地が挙げられます。

享保6年(1721年)の「摂州川辺郡黒川村明細帳(せつしゅうかわべぐんくろかわむらめいさいちょう)」には、田畑肥やしには「野山草用い申し候」とあります。つまり、柴山と草山が耕作の田畑の肥やしに不可欠であったことが述べられています。

このように、里山と農地は歴史的に見ても関係性があり、生活する上でも炭焼きや鉱山での仕事と並行して稲作や畑仕事を営んできました。黒川公民館の裏手界隈には、段々畑の姿が現在も残っています。(参考文献:兵庫県阪神北県民局「黒川案内人ガイドブック」)



里山と段々畑(黒川)



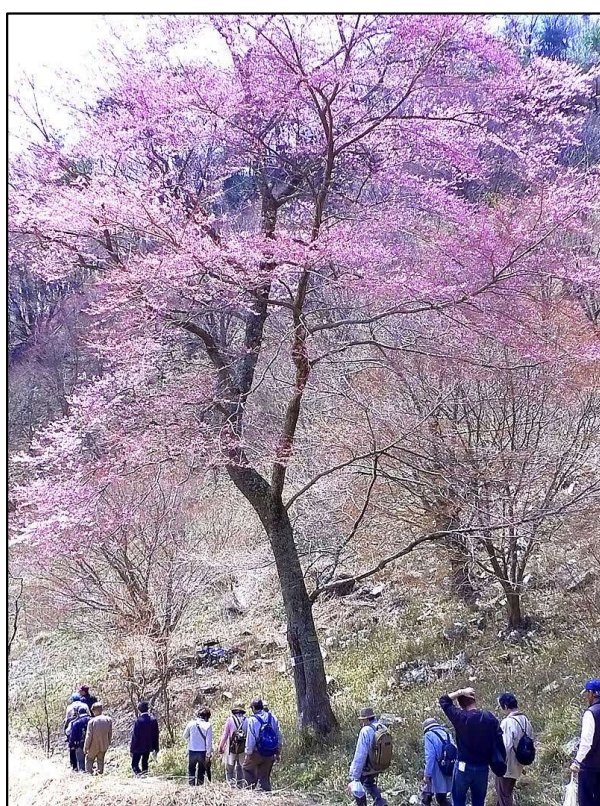
黒川地区農地分布図(着色箇所:農地)

天然記念物指定

黒川地区の里山には、その希少性より文化的価値があるものとして、市条例により天然記念物指定された群落があります。

○天然記念物指定状況一覧

物件名	所在地	所有者・管理者	指定登録年月日
黒川字奥瀧谷エドヒガン群落	黒川字奥瀧谷 1-1 他	能勢電鉄株式会社	H23.9.9
黒川字奥山ブナ群落 (妙見山のブナ林)	黒川字奥山 1-8 の 一部	真如寺 (大阪府能勢町)	H28.3.25
黒川字奥瀧谷台場クヌギ群落	黒川字奥瀧谷 16 の 一部	能勢電鉄株式会社	H30.4.19



エドヒガン群落



台場クヌギ群落



ブナ群落

■ 地区内における建造物特性

黒川地区における景観特性を把握するため、地区内の全ての建造物等対象とした外観調査を令和元年12月に行い、次のような景観特性があることが分かりました。

① 屋根

一部の住宅を除き、約8割の住宅が切妻又は入母屋形状となっています。また、茅葺形状の住宅も十数棟確認され、地区としては、勾配屋根で形成された「昔ながらの日本家屋」というイメージが強いといえます。



入母屋形状の屋根



茅葺形状の屋根

② 外壁

半数以上の住宅において、自然素材(漆喰等)を採用している又は、採用していたと思われる痕跡(モルタル補修)があります。建具については、古くから存在していると思われる住宅等については木製建具が残っていますが、老朽化による建替え等により金属製建具を採用している住宅が多いです。



漆喰による外壁



金属製建具を採用した住宅

③敷地の周囲

黒川の集落は、周りを山林で囲まれた谷形状であり、多くの宅地において一定の高低差が生じていることから、敷地周囲に石積み擁壁を採用している宅地が多く存在し、集落内の良好な景観を構成する重要な要素となっています。また、自然素材による門扉やかき、柵等との組み合わせにより、良好な景観を形成しています。



石積み擁壁と敷地植栽①



石積み擁壁と敷地植栽②

④配置

1戸当たりの敷地面積が広く、ゆとりある空間構成となっている宅地が多く見られ、同じような形状の建物が、一定のまとまりをもってリズム感のある景観を形成しています。



ゆとりある建物が配置された住宅



リズム感のある集落景観

■景観上重要な建造物

- 黒川公民館(旧黒川小学校):景観形成重要建造物指定(県、平成21年)
明治期の木造校舎が、ほぼ当時の姿のまま残っています。



全 景





北棟入口

■景観ビューポイント

住民アンケートにより、黒川地区を代表する景観として、次頁の「黒川景観マップ」に示す眺望点(ビューポイント)を選出しました。

黒川景観マップ

-  おおまかな視野
-  景観ビューポイント



ビューポイント①

黒川ダリヤ園

【見えるもの】
ダリヤ園・里山・住宅

【特徴】

色鮮やかなダリヤと里山及び住宅により、黒川地域を特徴付ける景観となっています。



ビューポイント⑥

桜の森

【見えるもの】
里山・桜(エドヒガン)

【特徴】

春になるとエドヒガンの群生林が、里山を鮮やかに色付けし、季節感あふれる良好な景観となります。



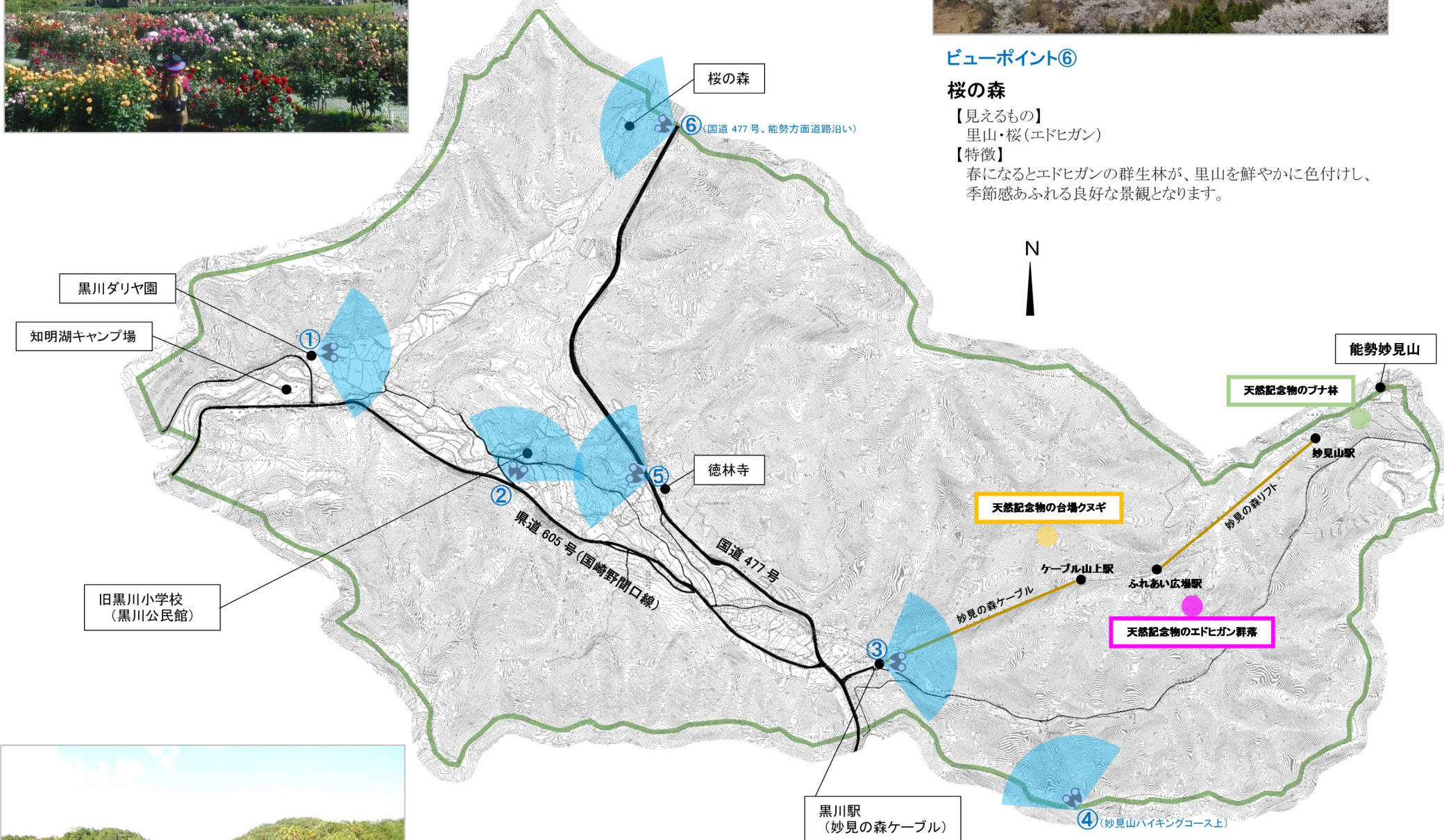
ビューポイント⑤

国道477号(徳林寺前)

【見えるもの】
里山・住宅・農地(田・畑)

【特徴】

隣接している国崎地区の良好な稜線と、黒川地区の里山・住宅・農地が織りなす、昔ながらの集落景観を感じられます。



ビューポイント②

県道側から見る黒川公民館

【見えるもの】
黒川公民館・里山・農地(田)

【特徴】

黒川の代表的な景観の一つであり、高台に位置する黒川公民館と背景の里山は、古くからの黒川地区の歴史を感じることができます。



ビューポイント③

黒川駅(妙見の森ケーブル)

【見えるもの】
駅舎・ケーブルカー・里山

【特徴】

麓に位置していることから、間近で里山の雰囲気を感じることができます。また、妙見の森には年間約3万人の観光客が訪れるため、休日になると活気あふれるまちなみ景観も感じることができます。



ビューポイント④

ひょうごの景観ビューポイント

【見えるもの】
里山・住宅・農地(田・畑)

【特徴】

地区全体を一望できるポイントであり、谷に形成している集落の様子やそれを囲う里山の様子が肌で感じられます。
※「ひょうごの景観ビューポイント150選」に選ばれています。

3 景観形成の基本方針

川西市景観計画では、日本一の里山と称される黒川地区は、川西市の景観の魅力を高める貴重な資源であり、まちの誇りとなる市民共有のかけがえのない景観資源として、保全及び創出することで、川西の「魅力を高める景観」を守り、創っていくこととしています。

そこで景観形成重点地区に指定するにあたり、地域特性や上位・関連計画を踏まえ、以下の目標・方針に従い黒川地区の景観形成を図ります。

景観形成の基本方針

- 「日本一の里山」と称される山並み景観を保全します。
- 里山・住宅・農地などが一体となった集落景観を保全します。
- 地域と連携し住民に寄り添った景観形成を図ります。

4 景観形成基準

■景観形成基準の基本的な考え方

地域住民と行政、事業者が一体となって、さらに魅力ある景観の形成を図っていくため、景観形成基準の基本的な考え方を以下のとおりとします。

黒川地区は古くより里山を中心とした生活様式により築かれ、今もなおその貴重な景観資源を感じることができます。モザイク状の景観をはじめとした自然豊かな里山景観を保全するとともに、ビューポイントから見た里山・農地・建物で構成された昔ながらの生活文化が残る集落景観を保全・活用した景観形成を進めます。

具体的な景観形成基準は次のとおりです。

4-1 景観形成基準

(1) 建築物の建築等・工作物の建設等

	景観形成基準	目的
規模	[全体] 里山の山並みへの眺望、ゆとりある集落景観に対して著しく突出した印象を与えないように、建築物等と敷地のバランスに配慮する。	敷地に対してゆとりある配置の住宅が多いため、現在の規模感との調和を図る。
	[高さ] 里山の山並みや、厨子（つし）二階建てなどが大多数を占める地区の景観特性への調和に配慮し、突出した高さとならないように配慮する。	地区内の集落景観は、昔ながらの低層住宅により構成されているため、周辺建物との調和を図る。



ゆとりある建物配置例



代表的な家屋イメージ（厨子二階建て住宅）

コラム～厨子二階～

一階の屋根裏に窓を開け、物置や使用人の住まいに利用した空間を「厨子二階（つしにかい）」といいます。この厨子二階部分にある、縦に細い開口部を格子状に並べた窓を「虫籠（むしこ）窓」といいます。明り取りや通風を目的としたものと考えられています。

黒川地区においても、このような厨子二階の農家住宅が見られます。



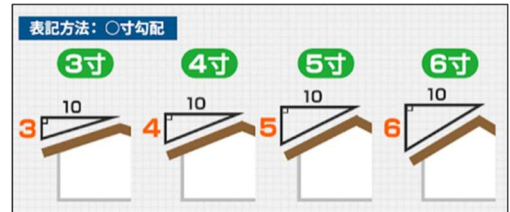
厨子二階の市指定景観建造物「東多田夢勝庵」（東多田2丁目）

参考文献：よくわかる日本建築の見方（監修 中川 武）

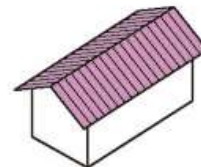
形態・意匠	景観形成基準	目的
	<p>[屋根]屋根はおおむね3寸～5寸勾配とし、切妻又は入母屋形状となるように努める。 ただし、茅葺屋根（鉄板葺き）の場合は、この限りでない。</p>	<p>地区内の建物特性の一つである屋根形状と里山景観により良好な景観を形成しているため、周辺の建物景観と調和を図る。</p>



4寸勾配の屋根



屋根勾配の呼び方



切妻屋根



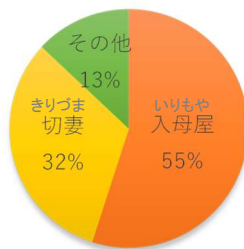
入母屋屋根

コラム～黒川地区における屋根の形状特性～

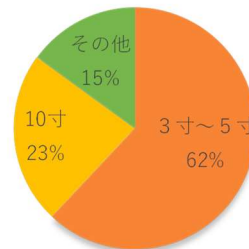
調査した結果、黒川地区における建築物の屋根形状は入母屋・切妻が約8割、屋根勾配は3～5寸が約6割、10寸（茅葺住宅）が約2割であることが分かりました。

瓦屋根の場合、一般的に3～5寸勾配となるため、古き良き日本家屋が立ち並ぶ黒川地区においては、景観を構成する重要な要素の一つとなっています。

屋根の形状



屋根の勾配



「令和元年12月黒川地区悉皆調査結果」より

	景観形成基準	目的
形態・意匠	[外壁] 外壁は、地区の景観特性への調和に配慮し、漆喰等の自然素材を採用するように努める。	地区内の建物では、漆喰や木板張り等の自然素材が使用されている割合が高いため、周辺建物との調和を図る。
	[修繕] 良好な里山、集落景観の形成に寄与する建築物等の屋根、外壁等を修繕する際は、原則として現在の意匠を保全するため、同種の形態・意匠や素材等の採用を検討することで、現状の景観の保全に努める。	修繕する場合にも、現在の意匠に配慮することで、景観の保全を図る。
	[材料] 材料選定の際は、現状の景観保全に配慮するとともに、退色・損傷しにくく、耐候性のある外観材料の採用に努める。	損傷や腐食などの経年劣化に配慮した素材を使用することで、景観の保全を図る。



形態・意匠	景観形成基準	目的
	<p>[色彩]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋根、外壁等の基調となる色は、マンセル表色系において次のとおりとする。 <p><屋根></p> <ul style="list-style-type: none"> ・色相が赤系（R）・橙系（YR）の場合：明度6以下かつ彩度6以下 ・色相が黄系（Y）の場合：明度6以下かつ彩度4以下 ・他の色相の場合：明度6以下かつ彩度2以下 <p><外壁></p> <p>（イ）色相が赤系（R）・橙系（YR）の場合、彩度6以下とする。</p> <p>（ロ）色相が黄系（Y）の場合、彩度4以下とする。</p> <p>（ハ）他の色相の場合、彩度2以下とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外壁に漆喰を使用する場合は、景観の連続性に配慮し、周辺の建築物等の色彩に合わせた色味を採用する。 	<p>色彩を一定の範囲とすることで、まとまりある景観形成を図る。</p>

※ただし、着色されていない自然系素材（木材、石材、土壁材等）又はこれらに類する材料を使用し、周辺の景観と調和している場合はこの限りではない。

■ 地区内の一般的な着色例（屋根）



N6



5PB 2/2

■ 地区内の一般的な着色例（外壁）



2.5Y 7/4



N9

コラム～色の規制の重要性～

「色」は、景観を構成する重要な要素であるため、景観を保全するためには「色の規制」が必要です。黒川地区の景観ビューポイントから見た写真を例に見てみます。

① 現在



② 屋根の色彩規制をしなかった場合の一例



②の写真を見ると分かるように、他の景観を構成する要素（集落地区を囲む周辺の里山景観や、集落地区内の農地など）と調和せず、現在の美しい景観が失われてしまいます。

	景観形成基準	目的
形態・意匠	<p>[屋外施設]</p> <ul style="list-style-type: none"> 給湯器、室外機等の設備機器等を屋外に設置する場合は、検討段階から建築物本体と調和したデザイン（ルーバー遮蔽等）となるように努める。 配管類は機能性を確保した上で、できるだけ建築物の外部に露出しないように配慮する。 	<p>外壁面に設置される設備機器等についても、周辺景観を意識することで良好な景観形成を図る。</p>

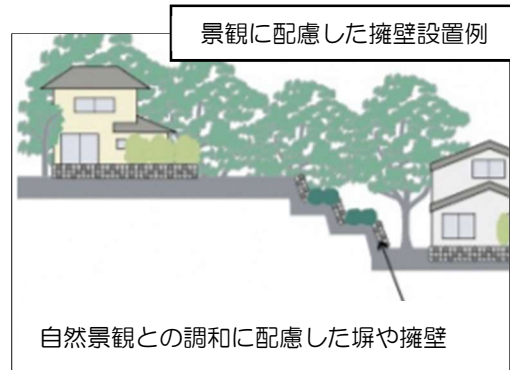


室外機目隠しルーバー 製品例

	景観形成基準	目的
擁壁（法面）の外観	<ul style="list-style-type: none"> 土留めは、地区の景観特性である石積み擁壁を用いるなど、良好な里山、集落景観の形成に配慮する。ただし、安全性を確保できない場合はこの限りでない。 既存擁壁の改修又は新規の擁壁を築造する場合は、勾配を持たせる、ひな壇状の形状とするなど、圧迫感を軽減させたいうで、自然石の使用や化粧型枠等による仕上げを行うなど、阻害要因を極力なくすための修景を行う。 	<p>傾斜地が多い黒川地区ならではの石積み擁壁が織りなす景観を保全することで、「黒川らしさ」を守る。</p>



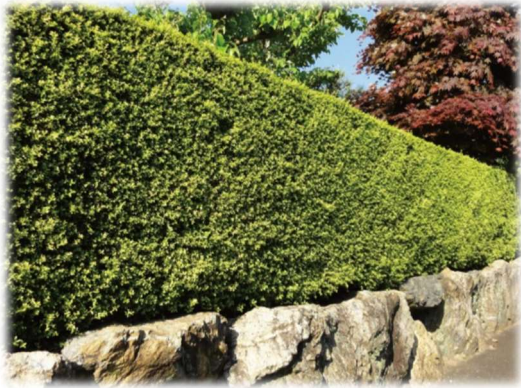
石積み擁壁イメージ



景観に配慮した擁壁設置例

自然景観との調和に配慮した塀や擁壁

垣・柵の構造	景観形成基準	目的
	<ul style="list-style-type: none"> 敷地境界の垣・さく等は生垣や樹木とするように努める。なお、門、塀等による場合は、できる限り自然素材の採用を検討するとともに、自然素材以外の既成品を使用する場合は、形状や色彩（色彩等の基準を参考にする）に配慮し、良好な里山、集落景観の形成に努める。 	<p>地区内の敷地境界では、生け垣等の自然素材が使用されている割合が高いため、その特徴を生かした景観形成を図る。</p>



生垣イメージ



木板塀イメージ

附属建築物等	景観形成基準	目的
	<ul style="list-style-type: none"> 蔵、倉庫、車庫等の附属建築物は、主屋の意匠との調和に配慮（屋根形状の整合、同種の自然素材の採用等）するとともに、敷地からの見え方（近景レベル）に配慮したデザインの検討に努める。 既存の附属建築物の外観を修繕する場合で、主屋の意匠や周辺景観との調和への配慮に欠ける場合は、その修景に努める。 	<p>主屋だけでなく附属建築物等にも配慮することで、まとまりある景観の形成を図る。</p>



自動販売機	景観形成基準	目的
	<p>[意匠] 敷地内や建築物等に隣接して自動販売機を設置、入れ替えする場合は、周辺景観から突出した印象にならないように、既存建築物や里山、集落景観との調和に配慮した色彩や囲いの採用に努める。</p>	<p>自動販売機も背景となる建物等に配慮した意匠とすることで、まとまりある景観形成を図る。</p>

※写真は加工しています。



既存建築物に配慮した自動販売機



囲いにより周辺景観配慮した自動販売機

屋外広告物	景観形成基準	目的
	<p>[全体] 屋外広告物（看板、広告幕及び広告塔）の設置はできる限り避け、やむを得ず設置する場合は、規模を必要最小限にとどめるとともに、良好な里山・集落景観の形成に努める。</p> <p>[意匠]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・色彩については、建築物等（外壁）に準ずる。 ・周囲の景観特性に十分配慮し、まちなみの統一感を乱さない質の高い意匠とする。 ・退色、損傷しにくく、汚れに耐える外観材料とする。 <p>[その他] 窓ガラスの屋内側に貼り付ける広告等も屋外広告物に準ずる。</p>	<p>屋外広告物も背景となる建物等に配慮した意匠とすることで、まとまりある景観形成を図る。</p>

コラム～屋外広告物？屋内広告物？～

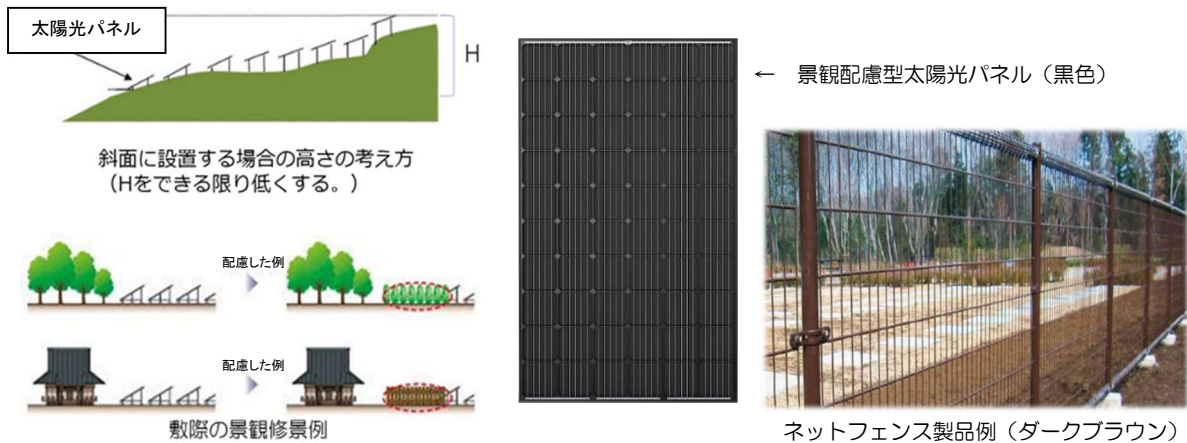
一般的な看板は「屋外広告物」といいますが、建物の窓ガラスの内側に企業名やサービス告知などを印刷した紙を貼り付け、外部から見えるようにした屋内広告物が散見されます。屋外広告物は条例等のルールがあるのに対して、屋内広告物はルールがないため規制できません。このことが、近年問題となっております。



窓を利用した屋内広告物のイメージ

※写真は加工しています。

太陽光発電設備等	景観形成基準	目的
	<p>[位置] 主要な眺望点(景観ビューポイント)から各方位に展望できる周辺景観は重要な要素であることから、当該部分への設置は避ける。</p> <p>[色彩・形態・意匠]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 太陽光モジュール(パネル)は、黒色又は濃紺色かつ低明度、低彩度とし、低反射でできる限り模様が目立たないものとする。 ・ 太陽光発電設備等の最上部はできる限り低くし、周囲の景観から突出しないように十分配慮する。 ・ 太陽光発電以外の設備機器本体や太陽光モジュールを支持するフレームの色彩及びパワーコンディショナーや分電盤等の付帯設備は、モジュール部分と同等のものとし、周囲の景観との調和に十分配慮する。 ・ 事業区域の周囲から設備部分はできる限り後退させるとともに、敷際は植栽による修景を行う。 ・ 事業区域の周囲にフェンス等を設置する場合は、ダークブラウン(10YR2.0/1.0)を基本とし、周囲の景観との調和に十分配慮する。 	<p>太陽光パネル等の設置あたっては、周辺景観に配慮することにより、黒川地区の重要な景観特性である里山景観の保全を図る。</p>



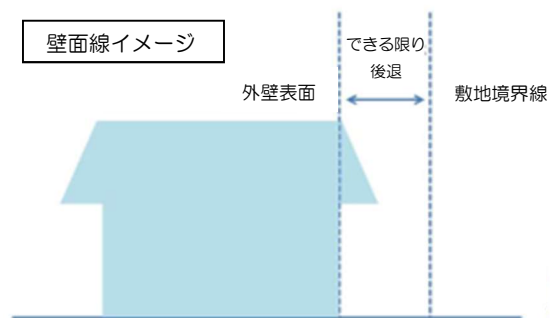
コラム～太陽光発電設備と景観問題～

太陽光発電設備は、再生可能エネルギーとして近年注目されていますが、同時に、景観を無視した太陽光パネルの設置が問題となっております。

	景観形成基準	目的
土地 ・ 敷地	[造成]従来の地形の改変を最小限にとどめ、計画地内の既存樹木、緑地等の保全に配慮する。ただし、安全性を確保できない場合はこの限りでない。	現在の景観を構成して要素はなるべく保全する。
	[建築物・工作物の位置] ・道路等から見て、周辺の景観との調和を阻害する要素がある場合は、それが直接見えにくくなるよう植栽に配慮する。 ・地区内の建築物等による景観の連続性に配慮し、周辺建築物と調和する配置に配慮する。 ・里山眺望が遮断されないよう建築物・工作物等を配置する。 ・建築物等の壁面線は、里山の山並みへの眺望確保やゆとりある集落景観の保全形成に配慮し、道路境界線や隣地境界線からできる限り後退する。	地区内の道路から見える、里山と集落が織りなす良好な景観を保全する。
	[敷地内緑化]計画地内に既に良好な里山、集落景観の形成に寄与する樹木や緑地がある場合は、それを保全するように配慮する。	現在の景観を構成して要素はなるべく保全する。



リズム感のある集落景観



ゆとりある建物配置例

コラム～道路景観～

黒川地区の景観を構成する要素として、里山・住宅・農地といったものが挙げられますが、景観ビューポイントから見下ろす眺望を考えると、普段通行している道路も景観を構成する要素になります。

官地・民地を問わず、道路舗装など景観に影響を及ぼす行為を行う際は、景観ビューポイントからの眺望を踏まえて、今一度、整備の必要性や整備内容（色彩など）を検討することが、景観保全につながります。

(2) その他の行為

開発行為	景観形成基準	目的
	<ul style="list-style-type: none">・従来の地形の変更を最小限にとどめ、計画地内に既に良好な里山、集落景観の形成に寄与する樹木や緑地がある場合は保全に努める。・主要な眺望点(景観ビューポイント)から各方位に展望できる山並み景観において、容易に目立つ位置に擁壁や法面が生じる場合は、自然石の使用や化粧型枠等による仕上げを行うなど、阻害要因を極力なくすための修景に努める。	現在の景観を構成して要素はなるべく保全する。



石(自然石)積み擁壁



化粧型枠を使用した擁壁

4-2 景観形成イメージ

各景観形成基準からイメージする建築物、工作物は次のとおりです。

■ 建築物



【色彩基準（屋根）】

- ・R・YR（橙）系は彩度6まで
- ・Y（黄）系は彩度4まで
- ・その他は彩度2まで
- ・各色相共、明度6まで

【色彩基準（壁）】

- ・R（赤）・YR（橙）系は彩度6まで
- ・Y（黄）系は彩度4まで
- ・その他は彩度2まで

■ 工作物(自販機イメージ)

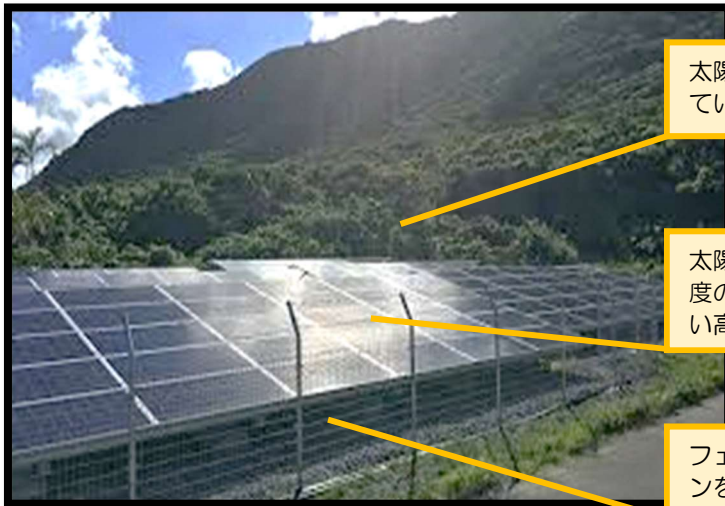


コーポレートカラーが強調されたものではなく、落ち着いた色の囲い着色により又は着色等により周辺環境（建築物等）との調和に配慮している。



囲いにより周辺環境との調和に配慮している。

■ 工作物(太陽光発電設備イメージ)



太陽光パネル用地の周囲は植栽による修景を行っている。

太陽光パネルは黒色又は濃紺色かつ低明度・低彩度のものとする。また、周囲の景観から突出しない高さとしている。

フェンスは周辺環境に配慮した色（ダークブラウンを基本）としている。

5 届出等について

5-1 届出を要する行為

景観形成重点地区の範囲内において、次の表に掲げる一定規模以上の建築等の行為を行う場合は、あらかじめ景観条例に基づく事前協議や景観法に基づく届出が必要です。

行為の種類		地 区
		景観形成重点地区
		黒川地区
建築物の建築等	新 築 増 築 改 築 移 転	・建築基準法第6条第1項の規定による確認を要する規模
	外観の変更	・外観1面あたりの見付面積の1/2を超える変更
工作物の建設等	新 築 増 築 改 築 移 転	・建築基準法第88条第1項において準用する同法第6条第1項の規定による確認を要する規模 ・太陽光発電設備等※の設置（建築物と一体になるものを除く。） ※電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第2条第3項に規定する再生可能エネルギー発電設備を指す。
	外観の変更	・建築物に準ずる
開発行為		・建築物の建築等を目的とした土地の性質の変更で、その土地の面積の合計が500㎡以上のもの

5-2 届出等の流れ

届出を要する行為及び事前協議を要する行為は、以下の図に示す手続きに基づき、市長への届出が必要になります。

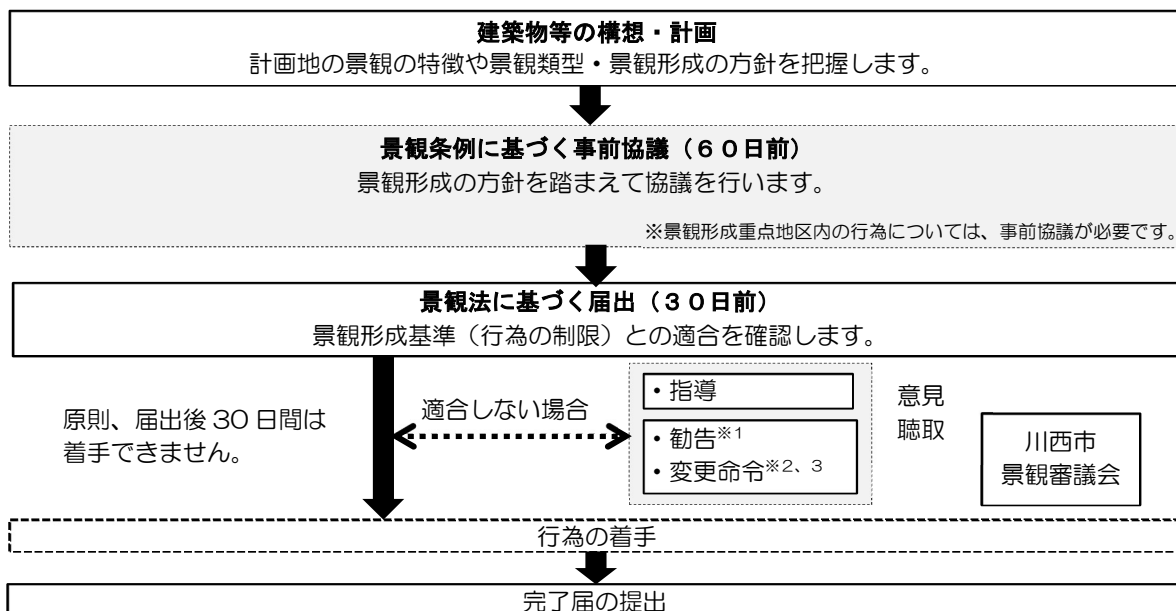


図 手続きのフロー

- ※1 勧告に従わない場合は、景観条例の規定に基づき氏名等を公表することがあります。
- ※2 特定届出対象行為（建築物の建築等、工作物の建設等）の場合は変更命令を出すことがあります。
- ※3 変更命令に従わない場合は、景観法に基づく罰則を適用することがあります。

6 黒川地区における市の取り組み

黒川地区において、市は次のような取り組みを行います。

■景観について

令和元年12月に行われた悉皆調査において、「ランドマーク性を有する」と判定された建築物については、今後、景観上重要な建造物として指定することを実施検討してまいります。

■黒川を中心としたまちづくり方針について

令和2年9月に策定した「黒川を中心としたまちづくり方針」に基づき、以下に取り組みます。

【目的】 里山保全と観光振興を通じた活性化

【目標】 川西市・黒川のブランド化(関係人口の拡大・地域活力の向上)

<取り組み案>

①関係人口の増加(担い手・プレーヤーの発掘・育成)、組織づくり

⇒市民の担い手、外部人材の活用、活動を包括・推進する中間支援組織づくり

②観光資源のネットワーク化

⇒観光資源のネットワーク化、地域案内拠点の設定、体験型観光による回遊推進

③不足する資源・メニューの開発/既存資源の磨き上げ

⇒既存施設での飲食販売、地元食材を使った「食」の開発、健康(健幸)をテーマとしたコース、プログラムの開発

④回遊(移動)ネットワークの形成

⇒自転車の活用、魅力あるハイキング・ウォーキング・サイクリングコースの開発

⑤効果的なプロモーション

⇒関係者と連携したプロモーション、SNSなどの活用、来訪者による発信促進(Wi-fi環境)、発信協力体制の構築、ステイクーションの推進、「弱み」を売りにした情報発信

⑥市民・来訪者・地元住民の交流

⇒地域ぐるみ(地域及び産官学)の交流

■農地保全について

農地を保全する取り組みについて、耕作放棄地の増加防止と新たな担い手の育成をめざし、農地を貸したい人と借りたい人を市がマッチングさせる「川西市民ファーマー制度」(市が手続きのお手伝いをすることで、安心して農地の貸し借りができる。)を設けています。

7 参考資料

- 悉皆調査結果
- 里山林分布状況図
- 耕作地及び遊休農地の推移
- 住民アンケート結果
- 策定経過

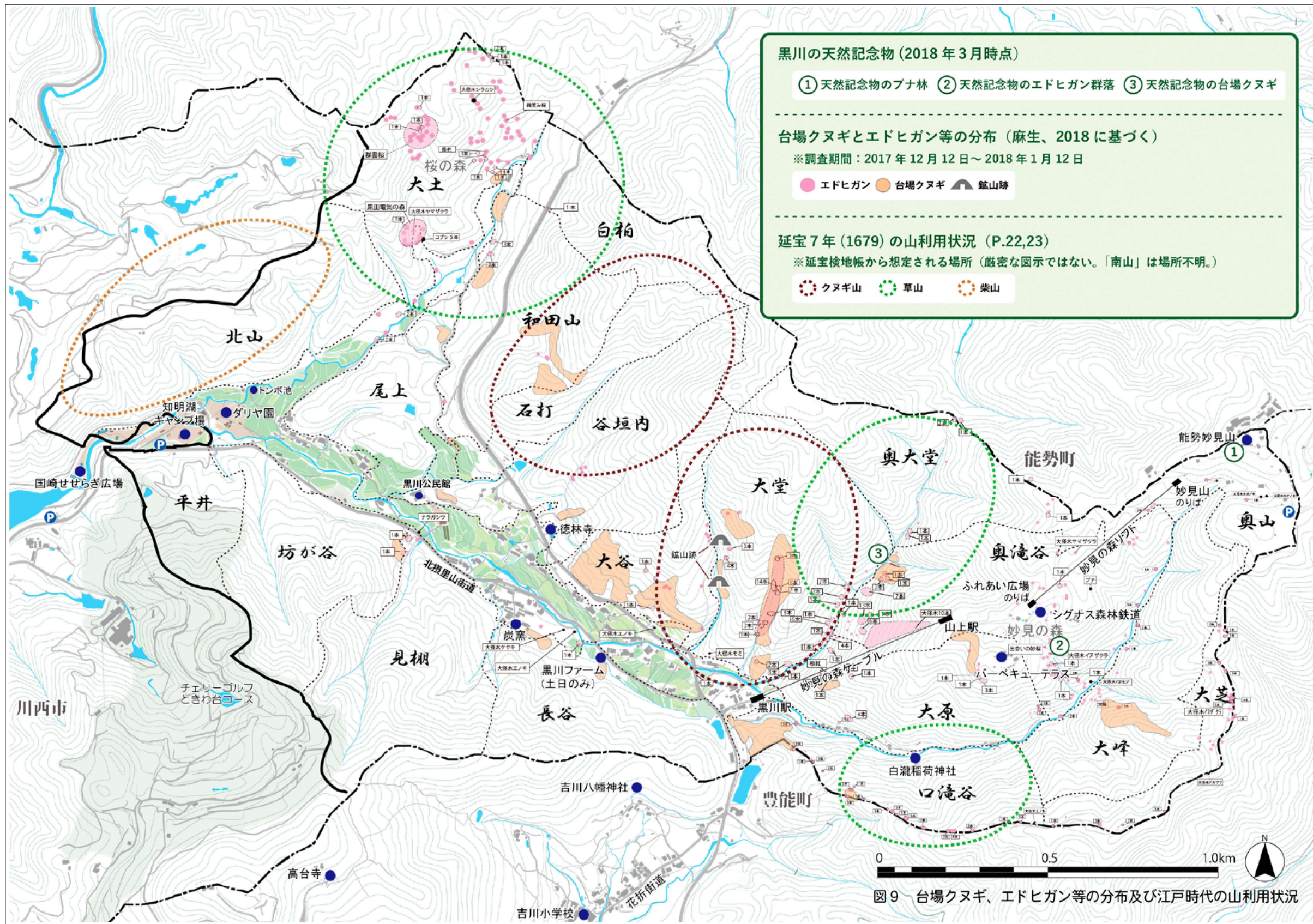
○悉皆調査結果

黒川地区建物悉皆調査 結果一覧表																	
建物の構造	木造	91.7%	55	鉄筋コンクリート造	1.7%	1	100.0%	建物の状態	良好	83.3%	50	今すぐ修理が必要	3.3%	2	96.7%		
	鉄骨造	5.0%	3	不明	1.7%	1			不十分	10.0%	6		0.0%	0			
建物の階数	1階	45.0%	27	本2階	51.7%	31	101.7%	判断根拠	主屋は良好/離れは不十分	5.0%	3	屋根が抜けている	1.7%	1			
	つし2階	3.3%	2	3階	1.7%	1			鉄板覆いの棟部分が破損	1.7%	1		0.0%	0			
建物の用途	住宅	78.3%	47	その他(助産院)	1.7%	1	108.3%	空き家状態の確認	空き家でない	98.3%	59	不明	1.7%	1	101.7%		
	倉庫	8.3%	5	その他(直売所)	1.7%	1			空き家である	1.7%	1		0.0%	0			
	事務所	3.3%	2	その他(炭焼窯)	1.7%	1		判断根拠									
	店舗	1.7%	1	その他(集会場、消防半鐘台)	1.7%	1			外観改修の程度	多い	1.7%	1	ほとんどない	68.3%	41	96.7%	
	店舗(黒川ファーム)	1.7%	1	その他(消防団詰所)	1.7%	1		少ない	25.0%	15	不明	1.7%	1				
	店舗(喫茶店)	1.7%	1	その他(寺院)	1.7%	1		建物の外観について特記事項	茅葺民家(鉄板覆い)			3	庭木がよく手入れされている		1		
	車庫	0.0%	0	その他(公民館)	1.7%	1			棟数も多く景観上重要な建物			1	建物、敷地に物が置かれて荒れた状態		1		
	蔵	0.0%	0	その他(駅舎)	1.7%	1		長屋門、2つの土蔵を備えた豪大な農家住宅			1	水口家住宅(国登録有形文化財)		1			
形状	入母屋	55.0%	33	入母屋(煙出し付き)	1.7%	1	101.7%	景観形成上の重要性が有る場合	景観形成上の重要性は低い								
	切妻	31.7%	19	片入母屋	1.7%	1			ランドマーク性がある	46.7%	28	建物単体の価値が高い	21.7%	13	120.0%		
	寄棟	6.7%	4	片流れ	1.7%	1		その他	高台の端の目立つ位置に立地している	1.7%	1	山麓の良く見られる場所に立地	1.7%	1			
	陸屋根	3.3%	2						良く見える位置に在る	1.7%	1	目立つ位置に在る	1.7%	1			
	材料	棧瓦	43.3%	26	板+金属板	1.7%		1	105.0%	景観形成上の重要性は低い		51.7%	31		0.0%	0	
		金属屋根(茅葺被覆)	21.7%	13	その他	1.7%		1			前景	石垣	40.0%	24	その他(広場)	3.3%	2
		金属類	16.7%	10	その他(コロンアル葺)	1.7%		1				門塀	28.3%	17	その他(畑地)	1.7%	1
		スレート	15.0%	9	その他(セメント瓦)	1.7%		1				樹木	26.7%	16	その他(RC擁壁)	1.7%	1
	茅葺	1.7%	1	本瓦	0.0%	0		生垣	18.3%	11		その他(プロット番号9の家)	1.7%	1			
	勾配	1寸	0.0%	0	6寸	1.7%		1	100.0%	背景	田畑	8.3%	5	その他(ドッグラン)	1.7%	1	
2寸		3.3%	2	7寸	1.7%	1	自然法面	1.7%			1	その他(黒川いこいのガーデン)	1.7%	1			
2.5寸		1.7%	1	8寸	3.3%	2	その他(道)	15.0%			9	その他(黒川いこいのガーデンの看板)	1.7%	1			
3寸		11.7%	7	9寸	0.0%	0	その他(フェンス)	5.0%			3	その他(庭)	1.7%	1			
4寸		33.3%	20	10寸	23.3%	14	その他(川)	3.3%			2	その他(コンクリート擁壁+フェンス)	1.7%	1			
4.5寸		3.3%	2	不明	0.0%	0	その他(CB塀)	3.3%			2	その他(仮設塀、門)	1.7%	1			
壁の特徴	工法	真壁	51.7%	31	ログハウス	1.7%	1	103.3%	周囲景観の状態	背景	山並み	96.7%	58	川	3.3%	2	
		大壁	50.0%	30		0.0%	0				樹木	31.7%	19	その他(竹林)	1.7%	1	
	仕上げ	モルタル	28.3%	17	サイディングボード類	6.7%	4			136.7%	敷階	石垣	45.0%	27	板塀	0.0%	0
		木板張り	23.3%	14	漆喰(グレー系)	5.0%	3					C B塀	33.3%	20	その他特徴(自然法面)	8.3%	5
		漆喰(黒系)	23.3%	14	その他(不明)	3.3%	2					生垣(植栽)	28.3%	17	その他(道)	5.0%	3
		漆喰(白系)	21.7%	13	その他(スレート)	1.7%	1					生垣(樹木)	15.0%	9	その他特徴(広場)	3.3%	2
	建具	金属製建具(ブラウン系)	51.7%	31	金属製建具(分類不可)	11.7%	7			116.7%	土塀	3.3%	2	その他(コンクリート擁壁)	1.7%	1	
		木製建具	26.7%	16	金属製建具(白)	1.7%	1				コンクリート塀	3.3%	2	その他特徴(駐車場)	1.7%	1	
		金属製建具(シルバー系)	23.3%	14	木製格子面	1.7%	1				鉄板塀	1.7%	1	その他特徴(川)	1.7%	1	
											ネットフェンス	1.7%	1	その他特徴(ネットフェンス有り)	1.7%	1	
(附属建築物等が有る場合) 建物の特徴	用途	蔵	28.9%	11	トイレ	5.3%	2	107.9%	障害要素が有る場合	門担ぎの松	1.7%	1	その他特徴(コンクリート塀瓦葺き)	1.7%	1		
		住宅	26.3%	10	不明	5.3%	2			長い石垣と上の白壁瓦塀がよく目立つ	1.7%	1		0.0%	0		
		倉庫	18.4%	7	事務所	2.6%	1			判断根拠(電柱)	1.7%	1	道路標示	1.7%	1		
		車庫	10.5%	4	薬医門	2.6%	1			C B塀	1.7%	1	看板「黒川いこいのガーデン」	1.7%	1		
	屋根	【切妻】棧瓦葺	47.4%	18	【入母屋】スレート葺	2.6%	1			100.0%	鉄骨造鉄板張の車庫有	1.7%	1	仮設手洗い、物置等	1.7%	1	
		【入母屋】棧瓦葺	21.1%	8	片流れ鉄板葺	2.6%	1				門前に配された農業用倉庫	1.7%	1	自動販売機他	1.7%	1	
		【切妻】スレート葺	10.5%	4	小波トタン葺	2.6%	1				物干し台	1.7%	1	コンテナボックス+C B塀	1.7%	1	
		【切妻】瓦葺	2.6%	1	鉄板葺き(分類不可)	2.6%	1				混構造の倉庫	1.7%	1	仮設塀、門、プレハブ倉庫	1.7%	1	
		【切妻】コロンアル葺	2.6%	1	切妻(分類不可)	2.6%	1				C B造の車庫	1.7%	1	倉庫(プレハブ石材店用)	1.7%	1	
		【入母屋】軽量瓦葺	2.6%	1		0.0%	0				工事用柵	1.7%	1	附属建築の店舗	1.7%	1	
外壁	金属板張り	21.1%	8	腰板張+土壁塗	5.3%	2	86.8%	障害要素無し	金属鉄板物置、背景に看板	1.7%	1	バルコニー、物置	1.7%	1			
	白漆喰	10.5%	4	黒漆喰	2.6%	1			鉄板張り物置、道路標示、アルミ製カーポート、仮設便所	1.7%	1		0.0%	0			
	モルタル塗	7.9%	3	白漆喰+腰板張り	2.6%	1			周囲景観の状態について特記事項	建物単体としては重要でないが道路景観として建物の連なりは重要	5.0%	3	寒桜、生垣(ウバメガシ)が印象的	1.7%	1		
	金属板張+白漆喰塗	7.9%	3	腰白漆喰塗+腰金属板張	2.6%	1				高台にある。特に石垣上の土蔵が印象的	1.7%	1	よく手入れされている	1.7%	1		
	サイディングボード張	7.9%	3	板張り板戸+モルタル塗	2.6%	1			柿ノ木が印象的	1.7%	1	自動販売機有り	1.7%	1			
	灰漆喰	5.3%	2	腰サイディングボード+モルタル	2.6%	1											
腰板鉄板+漆喰塗	5.3%	2	C B造	2.6%	1												
(附属建築物等無し)		36.7%	22				36.7%										

○黒川地区の建物写真(令和元年12月撮影)



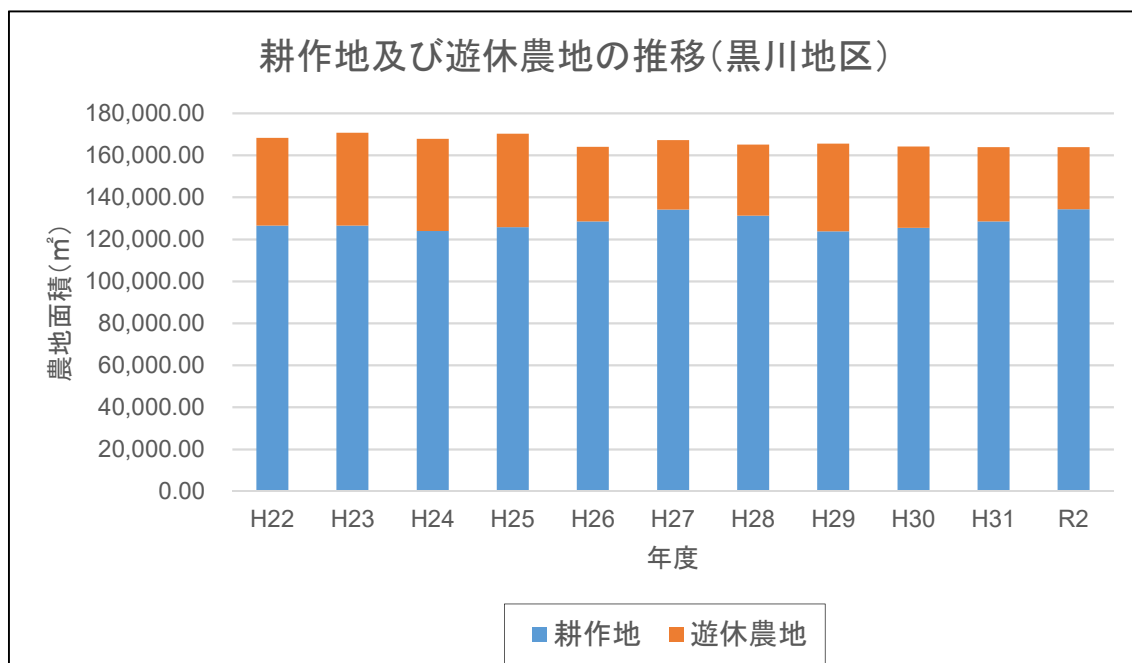
○里山林分布状況図(黒川案内人ガイドブックより)



○耕作地及び遊休農地の推移(市農業委員会「利用状況調査」より)

黒川地区における農地利用状況

年度	台帳面積 (㎡)	耕作地面積 (㎡)	遊休農地面積 (㎡)
H 2 2	168,199.30	126,465.04	41,734.26
H 2 3	170,757.30	126,465.04	44,292.26
H 2 4	167,752.30	123,907.04	43,845.26
H 2 5	170,229.30	125,769.79	44,459.51
H 2 6	163,999.75	128,469.19	35,530.56
H 2 7	167,118.93	134,067.20	33,051.73
H 2 8	165,079.57	131,281.48	33,798.09
H 2 9	165,541.57	123,751.26	41,790.31
H 3 0	164,077.66	125,361.78	38,715.88
H 3 1	163,859.66	128,478.32	35,381.34
R 2	163,859.66	134,302.32	29,557.34



黒川地区景観形成重点地区指定に関するアンケート 調査結果

【実施期間】

令和2年11月22日から令和2年12月7日まで（14日間）

【対象者】

景観形成重点地区内の住民及び法人

【調査方法】

説明会又は個別訪問による配布、郵送回答

【回収率】

アンケート配布部数：50部

アンケート回答数：23件

回収率：46%

【調査結果】

(1) 景観形成の基本方針

景観形成の基本方針	回答数				調査結果
	賛成	どちらかといえば賛成	どちらかといえば反対	反対	
「日本一の里山」と称される山並み景観を保全します。	13	6	0	0	
里山・住宅・農地などが一体となった集落景観を保全します。	11	8	0	0	
地域と連携し住民に寄り添った景観形成を図ります。	12	8	0	0	

<意見>

- ・「山並み景観を保全」の具体的な内容が分からない。一体となった集落景観では、放棄農地（耕作放棄地）や過疎問題に対する対策や取組みなど。
- ・景観重視だけでなく、住民が満足できる住空間となるように考えて進めてもらいたい。

(2) 景観形成基準

<規模>

景観形成基準	回答数				調査結果
	賛成	どちらかといえば賛成	どちらかといえば反対	反対	
①里山の山並みへの眺望、ゆとりある集落景観に対して著しく突出した印象を与えないように、建築物等と敷地のバランスに配慮する。	12	7	1	2	
②里山の山並みや平屋から本2階建てが大多数を占める地区の景観特性への調和に配慮し、突出した高さとならないように配慮する。	12	7	0	3	

<形態・意匠>

景観形成基準	回答数				調査結果
	賛成	どちらかといえば賛成	どちらかといえば反対	反対	
①屋根は勾配屋根とし、切妻又は入母屋形状となるように努める。ただし、茅葺屋根（鉄板葺き）の場合は、この限りでない。	11	6	3	2	
②外壁は、地区の景観特性への調和に配慮し、漆喰等の自然素材を採用するように努める。	11	6	3	2	
③良好な里山、集落景観の形成に寄与する建築物等の屋根、外壁等を修繕する際は、原則として現在の意匠を保全するため、同種の形態・意匠や素材等の採用を検討することで、現状の景観の保全に努める。	12	6	2	2	
④材料選定の際は、現状の景観保全に配慮するとともに、退色・損傷しにくく、対候性のある外観材料の採用に努める。	11	5	3	3	

景観形成基準	回答数				調査結果
	賛成	どちらかといえば賛成	どちらかといえば反対	反対	
⑤屋根、外壁等の基調となる色は、マンセル表色系において次のとおりとする。 イ：色相が赤系（R）・橙系（YR）の場合、彩度6以下とする。 ロ：色相が黄系（Y）の場合、彩度4以下とする。 ハ：他の色相の場合、彩度2以下とする。	4	12	2	3	
⑥外壁に漆喰を使用する場合は、景観の連続性に配慮し、周辺の建築物等の色彩に合わせた色味を採用する。	8	7	3	3	
⑦給湯器、室外機等の設備機器等を屋外に設置する場合は、検討段階から建築物本体と調和したデザイン（ルーバー遮蔽等）となるように努める。	9	5	4	3	
⑧配管類は機能性を確保した上で、できるだけ建築物の外部に露出しないように配慮する。	10	5	4	3	

<擁壁（法面）の外観>

景観形成基準	回答数				調査結果
	賛成	どちらかといえば賛成	どちらかといえば反対	反対	
①土留めは、地区の景観特性である石積み擁壁を用いるなど、良好な里山、集落景観の形成に配慮する。ただし、安全性を確保できない場合はこの限りでない。	11	5	3	3	
②既存擁壁の改修又は新規の擁壁を築造する場合は、勾配を持たせる、ひな壇状の形状とするなど、圧迫感を軽減させようとして、自然石の使用や化粧型枠等による仕上げを行うなど、阻害要因を極力なくすための修景を行う。	10	5	4	3	

<垣・柵の構造>

景観形成基準	回答数				調査結果
	賛成	どちらかといえば賛成	どちらかといえば反対	反対	
敷地境界の垣・さく等は生垣や樹木とするように努める。なお、門、塀等による場合は、できる限り自然素材の採用を検討するとともに、自然素材以外の既成品を使用する場合は、形状や色彩（色彩等の基準を参考に）に配慮し、良好な里山、集落景観の形成に努める。	9	6	4	3	

<附属建築物等>

景観形成基準	回答数				調査結果
	賛成	どちらかといえば賛成	どちらかといえば反対	反対	
①蔵、倉庫、車庫等の附属建築物は、主屋の意匠との調和に配慮（屋根形状の整合、同種の自然素材の採用等）するとともに、敷地からの見え方（近景レベル）に配慮したデザインの検討に努めること。	9	6	5	2	
②既存の附属建築物の外観を修繕する場合で、主屋の意匠や周辺景観との調和への配慮に欠ける場合は、その修景に努めること。	9	7	3	3	

<自動販売機>

景観形成基準	回答数				調査結果
	賛成	どちらかといえば賛成	どちらかといえば反対	反対	
敷地内や建築物等に隣接して自動販売機を設置、入れ替える場合は、周辺景観から突出した印象にならないように、既存建築物や里山、集落景観との調和に配慮した色彩や囲いの採用に努めること。	11	7	1	2	

<屋外広告物>

景観形成基準	回答数				調査結果
	賛成	どちらかといえば賛成	どちらかといえば反対	反対	
①屋外広告物（看板、広告幕及び広告塔等）の設置はできる限り避け、やむを得ず設置する場合は、規模を必要最小限にとどめるとともに、良好な里山・集落景観の形成に努める。	10	8	2	2	
②色彩については、建築物等に準ずる。	10	6	3	2	
③周囲の景観特性に十分配慮し街並みの統一感を乱さない質の高い意匠とする。	9	8	2	3	
④退色、損傷しにくく、汚れに耐える外観材料とする。	9	6	3	3	
⑤窓等から外へ向けての広告文字等も屋外広告物に準ずる。	11	5	4	2	

<太陽光発電設備等>

景観形成基準	回答数				調査結果																																			
	賛成	どちらかといえば賛成	どちらかといえば反対	反対																																				
①主要な眺望点(景観ビューポイント)から各方位に展望できる周辺景観は重要な要素であることから、当該部分への設置は避けること。	10	5	4	2	<table border="1"> <caption>調査結果 (太陽光発電設備等)</caption> <thead> <tr> <th>基準</th> <th>賛成</th> <th>どちらかといえば賛成</th> <th>どちらかといえば反対</th> <th>反対</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>10</td> <td>5</td> <td>4</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>10</td> <td>9</td> <td>0</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>10</td> <td>8</td> <td>1</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>10</td> <td>8</td> <td>0</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>10</td> <td>8</td> <td>0</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>⑥</td> <td>9</td> <td>7</td> <td>1</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table>	基準	賛成	どちらかといえば賛成	どちらかといえば反対	反対	①	10	5	4	2	②	10	9	0	2	③	10	8	1	2	④	10	8	0	3	⑤	10	8	0	3	⑥	9	7	1	3
基準	賛成	どちらかといえば賛成	どちらかといえば反対	反対																																				
①	10	5	4	2																																				
②	10	9	0	2																																				
③	10	8	1	2																																				
④	10	8	0	3																																				
⑤	10	8	0	3																																				
⑥	9	7	1	3																																				
②太陽光モジュール(パネル)は、黒色又は濃紺色かつ低明度、低彩度とし、低反射のできるだけ模様が目立たないものとする。	10	9	0	2																																				
③太陽光発電設備等の最上部はできる限り低くし、周囲の景観から突出しないように十分配慮すること。	10	8	1	2																																				
④太陽光発電以外の設備機器本体や太陽光モジュールを支持するフレームの色彩及びパワーコンディショナーや分電盤等の付帯設備は、モジュール部分と同等のものとし、周囲の景観との調和に十分配慮すること。	10	8	0	3																																				
⑤事業区域の周囲から設備部分は出来るだけ後退させるとともに、敷際は植栽による修景を行うこと。	10	8	0	3																																				
⑥事業区域の周囲にフェンス等を設置する場合は、ダークブラウン(10YR2.0/1.0)を基本とし、周囲の景観との調和に十分配慮すること。	9	7	1	3																																				

<土地・敷地>

景観形成基準	回答数				調査結果																																			
	賛成	どちらかといえば賛成	どちらかといえば反対	反対																																				
①従来の地形の改変を最小限にとどめ、計画地内の既存樹木、緑地等の保全に配慮する。ただし、安全性を確保できない場合はこの限りでない。	10	5	5	2	<table border="1"> <caption>調査結果 (土地・敷地)</caption> <thead> <tr> <th>基準</th> <th>賛成</th> <th>どちらかといえば賛成</th> <th>どちらかといえば反対</th> <th>反対</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>10</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>9</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>9</td> <td>5</td> <td>4</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>11</td> <td>5</td> <td>4</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>9</td> <td>5</td> <td>4</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>⑥</td> <td>10</td> <td>7</td> <td>3</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>	基準	賛成	どちらかといえば賛成	どちらかといえば反対	反対	①	10	5	5	2	②	9	5	5	2	③	9	5	4	2	④	11	5	4	2	⑤	9	5	4	3	⑥	10	7	3	1
基準	賛成	どちらかといえば賛成	どちらかといえば反対	反対																																				
①	10	5	5	2																																				
②	9	5	5	2																																				
③	9	5	4	2																																				
④	11	5	4	2																																				
⑤	9	5	4	3																																				
⑥	10	7	3	1																																				
②道路等から見て、周囲の景観との調和を阻害する要素がある場合は、それが直接見えにくくなるよう植栽に配慮する。	9	5	5	2																																				
③地区内の建築物等による景観の連続性に配慮し、周辺建築物と調和する配置に配慮とする。	9	5	4	2																																				
④里山眺望が遮断されないよう建築物・工作物等を配置する。	11	5	4	2																																				
⑤建築物等の壁面線は、里山の山並みへの眺望確保やゆとりある集落景観の保全形成に配慮し、可能な範囲内で、道路境界線や隣地境界線からできるだけ後退する。	9	5	4	3																																				
⑥計画地内に既に良好な里山、集落景観の形成に寄与する樹木や緑地がある場合は、それを保全するように配慮する。	10	7	3	1																																				

<開発行為等>

景観形成基準	回答数				調査結果
	賛成	どちらかといえば賛成	どちらかといえば反対	反対	
①従来の地形の改変を最小限にとどめ、計画地内に既に良好な里山、集落景観の形成に寄与する樹木や緑地がある場合は保全に努める。	10	8	2	2	①
②主要な眺望点(景観ビューポイント)から各方位に展望できる山並み景観において、容易に目立つ位置に擁壁や法面が生じる場合は、自然石の使用や化粧型枠等による仕上げを行うなど、阻害要因を極力なくすための修景に努める。	9	7	3	2	②

<意見>

- ・「保全」という表現より、「保守」という表現が適切ではないか。
- ➡保全…保護して安全を守ること、保守…従来からの伝統・習慣・社会組織の考え方などを尊重し、革命などの急激な改革に反対すること。
- ・携帯電話のアンテナの設置も、景観上問題あるかと思います。
- ・景観形成基準により増改築、修繕等行う場合、費用負担増とならないよう配慮願いたい。
- ・太陽光発電設備等の設置回避区域に集落地域が除外されているように、私の所有地も除外にして頂きたい。色彩、擁壁の外観、屋外広告について、努力義務的な表現に変更して頂きたい。
- ・景観形成にあたり基準を守る条件として、一定の補助金が出るなら可能だと思う。
- ・基準が不明確なため、賛成に踏み切れない箇所もありました。実施可能なレベルの明示があればよいです。

(3) 届出対象行為

届出対象行為			回答数				調査結果
			賛成	どちらかといえば賛成	どちらかといえば反対	反対	
建築物の建築等	新築増築改築移転	・新たに建築物を建てる場合(建替含む) ・床面積10㎡以上を増改築、移築する場合 ※建築基準法第6条第1項の規定による確認を要する規模	8	3	4	2	建築物・新築等
	外観の変更	・外壁1面に対し、半分以上を変更(塗装等)する場合 ※外観1面あたりの見付面積の1/2を超える変更	7	4	4	2	建築物・外観変更
工作物の建設等	新築増築改築移転	・高さ15mを超える柱(鉄柱等) ・高さ4mを超える塔(広告塔等) ・高さ2mを超える擁壁等 ※建築基準法第88条第1項において準用する同法第6条第1項の規定による確認を要する規模	9	1	5	1	工作物・新築等

届出対象行為			回答数				調査結果	
			賛成	どちらかといえば賛成	どちらかといえば反対	反対	0% 20% 40% 60% 80% 100%	
新築増築改築移転	太陽光発電設備等※の設置（建築物と一体になるものを除く。） ※電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第2条第3項に規定する再生可能エネルギー発電設備を指す。	9	5	1	1	工作物・太陽光設置		
	・外壁1面に対し、半分以上を変更（塗装等）する場合 ※外観1面あたりの見付面積の1/2を超える変更	8	3	4	1	工作物・外観変更		
開発行為	建築物の建築等を目的とした土地の性質の変更で、その土地の面積の合計が500㎡以上のもの	10	4	3	0	開発行為		

<意見>

- ・イメージがつきにくいです。

(4) 景観形成ガイドライン全般

<意見>

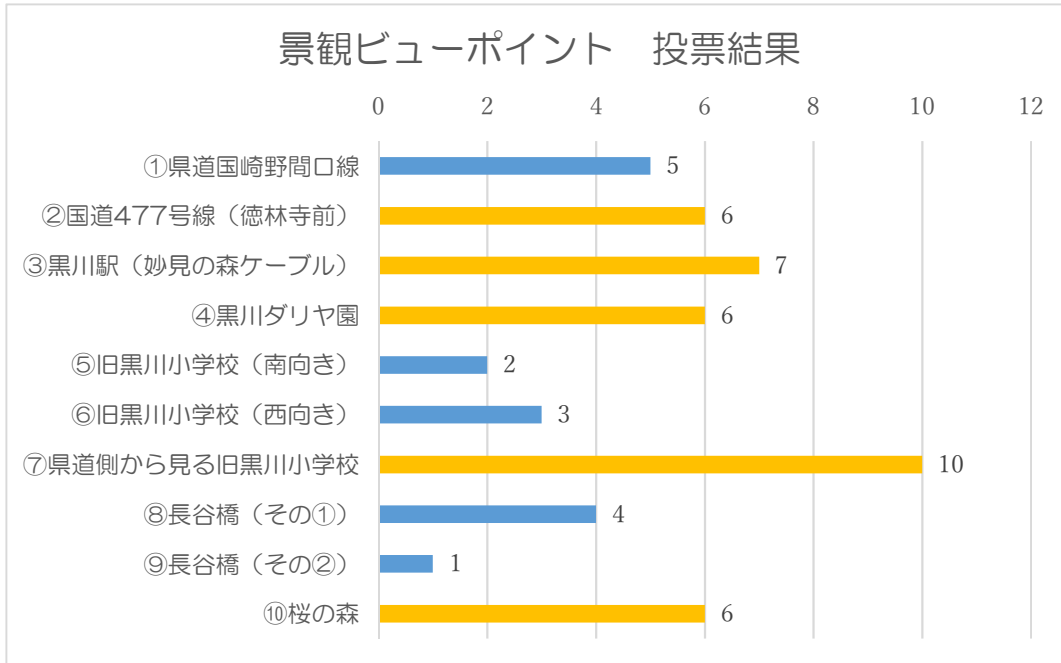
- ・住民に対してのメリットがないように思う。景観ガイドラインより道路拡張などの住みやすいまちづくりを優先して行って欲しい。
 - ・長い間、黒川に住んでいる人たちは、自然に景観など意識して生活してきたと思うので、改めて文章化されて規則となると、なかなか受け入れにくいような印象を受けました。
 - ・景観形成の考え方を理解し、「誰も」が「わがまち」のすがたとして誇りに思い、共感できる景観まちづくりを進め、これを伝承するためには地域住民が主体的に持続可能な取り組みが必要である。
- 景観ガイドラインの策定に向けての合意と参加は大事な要件ですが、実施段階での節目取組状況をフォローすることが里山の歴史・文化と自然環境に調和した景観形成を次世代に継承できると思っています。そのためには、自治組織が日々の住環境を見直し、改善・改革の努力が効果とさらなる向上につながるものと考えます。
- ・景観形成ガイドラインを策定し、山並み、集落景観を保全していくことは大変重要と思っています。今回のガイドラインは集落景観を保全する内容が中心なので、集落以外は、対象外にしてはいかがでしょうか。
 - ・国崎クリーンセンターの存在が地域の景観を害している！「里山」の住人、無視のガイドラインである。理想ばかりで、アンケートを進めていくうちに、憤りを覚えてきました。「里山」を守るために「出ていけ！」とばかり言われている気がする。
 - ・里山を保全するという全体の主旨には賛同いたします。住民サイドに立ったきめ細やかな運用・対策をしていただけると説明いただきましたが、文面からどのような配慮がなされるのか伝わってこず、地域活性への道筋が見えません。

(5) 建物用途

一般住宅（6）、農家住宅（5）、その他（4）※旅館、礼拝施設、駅舎、レジャー施設

→主に一般住宅及び農家住宅で構成

(6)：景観ビューポイントの選出



- ②国道477号線（徳林寺前）
- ③黒川駅（妙見の森ケーブル）
- ④黒川ダリヤ園
- ⑦県道側から見る旧黒川小学校
- ⑩桜の森

この5か所に、兵庫県景観ビューポイントを加えた6か所を景観ビューポイントとする。

(7) アンケート調査結果まとめ

• 全回答者のうち、過半数の方が「景観形成の方針・景観形成基準・届出対象基準」の各項目について、「賛成」「どちらかといえば賛成」とご回答いただいております。

• さまざまなご意見をいただいております。内容が専門的な分野であり、説明が足りていないことが分かりました。

そこで、縦覧前に補足説明資料を配布させていただき、ご理解賜りたいと考えております。

- 主な意見とその対応

→次ページをご参照ください。

	内 容	主な意見	対応
1	景観形成の方針	「山並み景観を保全」の具体的な内容が分からない。一体となった集落景観では、放棄農地（耕作放棄地）や過疎化問題に対する対策や取組みなど。	<ul style="list-style-type: none"> ・住民のみなさまにご理解いただけるよう、縦覧前に補足説明資料を配布いたします。 ・耕作放棄地や過疎化問題に対しては、「黒川を中心としたまちづくり方針」の取組みを行うことにより地域活性化を図り、対応したいと考えております。
2	景観形成の方針	景観重視だけでなく、住民が満足できる住空間となるように考えて進めてもらいたい。	<ul style="list-style-type: none"> ・耕作放棄地や過疎化問題に対しては、「黒川を中心としたまちづくり方針」の取組みを行うことにより地域活性化を図り、対応したいと考えております。 ・今回、市街化調整区域における立地規制の緩和も同時に行っており、住民のみなさまに寄り添った住環境となるよう努めてまいります。
3	景観形成基準	「保全」という表現より、「保守」という表現が適切ではないか。	<ul style="list-style-type: none"> ・景観規制として「保全」という表現を用いることで、ある程度の行為を許容しつつ、周辺景観との調和を図りたいと考えております。また、景観形成基準の基本的な考え方として、昔ながらの生活文化を意識した景観保全・活用を進めることとしています。
4	景観形成基準	携帯電話のアンテナの設置も、景観上問題あるかと思えます。	<ul style="list-style-type: none"> ・アンテナ設置協議の際、景観形成への配慮を求めます。なお、高さが15mを超える場合は景観法に基づく届出が必要となり、基準に従い適合するよう指導を行います。
5	景観形成基準	景観形成基準により増改築、修繕等行う場合、費用負担増とならないよう配慮願いたい。	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の指定は、現在ある地区内の建物を調査した結果を元に作成し、「今ある景観を保全しましょう」といったルールですので、住民のみなさまに過度な負担にならないような基準となっております。
6	景観形成基準	太陽光発電設備等の設置回避区域に集落地域が除外されているように、私の所有地も除外にして頂きたい。色彩、擁壁の外観、屋外広告について、努力義務的な表現に変更して頂きたい。	<ul style="list-style-type: none"> ・里山に太陽光発電設備が設置され景観が乱れることを避けるために設けた基準であるため、集落区域は除外としております。ご指摘の場所も里山景観が重要であると考えられるため、設置回避区域とさせていただきますと考えています。その他の景観形成基準についても、周辺景観との調和を図るために必要な基準ですので、ご理解賜りたいと存じます。
7	景観形成基準	景観形成にあたり基準を守る条件として、一定の補助金が出るなら可能だと思う。	<ul style="list-style-type: none"> ・財政的に厳しく、補助制度を導入できない状況であります。住民のみなさまに過度な負担にならないような基準となっておりますので、地区の景観形成について、ご理解ご協力の程よろしくお願いいたします。
8	景観形成基準	基準が不明確なため、賛成に踏み切れない箇所もありました。実施可能なレベルの明示があればよいです。	<ul style="list-style-type: none"> ・地元住民の意見として、細かい（厳しい）基準は求めていないものと考え、あえて定性的な表現が多い基準としております。工事着手前に届出を提出してもらうことで、詳細な景観配慮について事業者や設計者と協議します。
9	ガイドライン全般	長い間、黒川に住んでいる人たちは、自然に景観など意識して生活してきたと思うので、改めて文章化されて規則となると、なかなか受け入れにくいような印象をうけました。	<ul style="list-style-type: none"> ・住民のみなさまにご理解いただけるよう、縦覧前に補足説明資料を配布いたします。
10	ガイドライン全般	景観形成の考え方を理解し、「誰も」が「わがまち」のすがたとして誇りに思い、共感できる景観まちづくりを進め、これを伝承するためには地域住民が主体的に持続可能な取組みが必要である。 景観ガイドラインの策定に向けての合意と参加は大事な要件ですが、実施段階での節目取組状況をフォローすることが里山の歴史・文化と自然環境に調和した景観形成を次世代に継承できていると思っています。そのためには、自治組織が日々の住環境を見直し、改善・改革の努力が効果とさらなる向上につながるものと考えます。	<ul style="list-style-type: none"> ・住民のみなさまにご理解いただけるよう、縦覧前に補足説明資料を配布いたします。 ・行政としては、実施段階（届出時）においても、建築計画等の内容が景観形成基準に適合しているか確認し、景観ガイドラインの内容をアフターフォローいたします。
11	ガイドライン全般	景観形成ガイドラインを策定し、山並み、集落景観を保全していくことは大変重要と思っています。今回のガイドラインは集落景観を保全する内容が中心なので、その他の区域は対象外にしてはいいかがでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> ・景観形成の方針は「里山」「集落」の両方の景観保全を図ることとしており、集落区域以外の景観も保全が必要であると考えております。 ・今回の指定は、現在ある地区内の建物を調査した結果を元に作成し、「今ある景観を保全しましょう」といったルールですので、住民のみなさまに過度な負担にならないような基準となっておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

	内 容	主な意見	対応
12	ガイドライン全般	里山を保全するという全体の主旨には賛同いたします。住民サイドに立ったきめ細やかな運用・対策をしていただけると説明いただきましたが、文面からどのような配慮がなされるのか伝わってこず、地域活性への道筋が見えません。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活性化については、「黒川を中心としたまちづくり方針」が根幹となる方針となります。 今後は、黒川地区の活性化に向けた様々な取り組みに伴う建築行為も予想され、これらの取り組みを進めるにあたって、黒川地区の魅力を地域内外で共有し、景観を保全していく上で、今回の景観形成重点地区の指定は重要なものと考えております。

○景観形成重点地区の指定及び景観形成ガイドラインの策定経過

(1) 地元説明会等

日時	説明会会場	参加人数
令和2年6月14日	共同会館(黒川)	約20名
令和2年8月2日	黒川公民館講堂	約20名
令和2年11月22日	共同会館(黒川)	21名

(2) 景観形成重点地区の指定案の縦覧

縦覧期間 : 令和3年1月25日(月)～令和3年2月8日(月)

縦覧された人数 : 2名

意見書提出件数 : 0件

(3) 景観審議会

第1回	令和2年6月8日	黒川地区現地視察
第2回	令和2年8月3日	黒川地区における景観形成重点地区の新規指定について (素案審議)
第3回	令和3年1月8日	黒川地区における景観形成重点地区の新規指定について (素案審議)
第4回	令和3年3月17日	黒川地区における景観形成重点地区の新規指定について (諮問・答申)

景観形成重点地区（黒川地区）

景観形成ガイドライン

令和3年4月発行

■発行 川西市

兵庫県川西市中央町12番1号

■編集 都市政策部都市政策課

※この冊子は市役所内で印刷しています。